

令和7年第1回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和7年3月13日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 11時10分

議事日程

開会 令和7年3月13日(木) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1 番 米 津 高 明

2 番 上 村 萌 那

3 番 白 松 靖 之

4 番 西 村 容 子

5 番 松 田 穰

6 番 池 田 倫 拓

7 番 副議長 市 原 旭

8 番 議 長 末 若 憲 二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花 田 憲 彦

副町長(総務課長事務取扱) 中 野 貴 夫

教育長 網 本 徳 文

まちづくり推進課長 高 橋 仁 志

健康福祉課長 矢 次 信 夫

戸籍税務課長 水 津 繁 斉

農林水産課長 野 原 淳

土木建築課長 近 藤 慎 治

教育委員会事務局長 藤 田 康 志

会計管理者 柴 田 奈 美

福賀支所長 工 藤 茂 篤

宇田郷支所長 小 野 智 彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開議 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員御起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。御着席ください。

ただいまの出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。

続いて、議事に入ります。本日の議事日程については一般質問です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、池田倫拓君、7番、市原旭君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（末若憲二） 日程第2、一般質問を行います。一般質問の通告者が4人ありますので、議長により通告順に発言を許します。

初めに、6番、池田倫拓君、御登壇ください。

○6番 池田倫拓 通告に従いまして質問します。質問内容として、阿武町立小中学校の学力について質問いたします。

私は、これまで阿武町教育としてふるさと教育を推進してきました。今では、子供たちが町内のイベントやボランティア活動へ参加することで、阿武町を理解し、自ら学ぶ意思を感じています。それは、学校行事や体験発表、

または、学校関連の会議でも伺えます。しかしながら、保護者や学校運営委員会委員などから、学力に対する不安の声も聞こえます。実際に、阿武町の子供たちの学力はどのような状況なのか。また、それに対して、今後、教育委員会としてはどのような取組を行っていくのか、教育長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの6番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長（網本徳文） おはようございます。それでは、池田議員さんの御質問にお答えします。まず、阿武町の子供たちの学力の現状についてですが、例えば、方程式が解ける、漢字の読み書きができる、英語を話すことができるというのももちろん学力ですし、1つの資料から様々なことを読み取る、自分の考えを相手に分かりやすくプレゼンする、みんなで意見を交わしながらよりよい方法を探究していく、こういった力も学力です。そのような学力を、何を基準に、どのような形で測るのかは大変難しいところがありますが、毎年全国一斉に行われる全国学力・学習状況調査で出題される問題は、今の子供たちに身につけさせたい力を問う問題と言われているので、そのような意味では、全国学力・学習状況調査の結果は、客観的に学力を測る一つの物差しになると考えています。そして、その結果は、毎回「広報あぶ」にも掲載し、広く町民の皆様にもお知らせしているところです。その結果を見ますと、ここ数年、阿武町は全国平均をやや下回っている状況が続いており、この結果を見て、不安の声が挙がることは当然だと思います。たった一度のテストで全てを語るわけにはいきませんが、町長からもこの結果についてしっかりと対応してほしいと言われており、もちろん教育委員会としても、この結果を重く受け止め、強い危機感と課題意識を学校と共有しているところです。もちろん学校も、限られた時間とマンパワーの中で、できる限りの取組を行っています。例えば、阿武小学校では、本年度、県から授業力向上のための研究指定を受け、どうすれば子供たちに分かる授業、楽しい授業を提供することができるか、1年間研究に取り組んできました。また、福賀小学校では、2学年を同時に見る、いわゆる複式授業の在り方について研究し、1人1台端末を有効に活用した新しいスタイルの授業に取り組んでいます。そして、阿武中学校では、1日の時程を工夫して生み出した時間を使って、放課後補充学習、通称「ガリ勉タイム」を行い、生徒一人一人に合った個別学習を行うとともに、そこには、我々教育委員会の指導主事も入って学習支

援を行っているところです。このような状況の中、引き続き、学校に頑張ってもらうことは当然ですが、加えて、教育委員会としても、子供たちの学力向上をしっかりと支援していきたいと考え、現在2つの新規事業の準備に取りかかっています。

一つは、町長の施政方針の中にもありましたが、公設の町営塾の開設です。これは、子供たちの勉強の場の一つとして、阿武町に学習塾をつくる。学校以外でも勉強がしたい子は、わざわざ他の市町に行かなくても勉強ができる。そういう学習環境をつくろうというものです。具体的なことはまだこれからですが、どのようなスタイルの塾をつくるのが、阿武町の子供たちの実態に合っているのか、令和7年度、1年間をかけて実証実験等を行いながら、令和8年4月からの開設を目指します。町長からも、次なる子育て支援策はいよいよ学力向上対策だ。お金はしっかり使っているから、成果の出る取組を進めてほしいと背中を押してもらっていますので、ぜひ実現させたいと考えております。

もう一つの取組は、夏休みや冬休み等の長期休業期間を利用した勉強会「ABUチャレンジセミナー」の開設です。これは、山口大学教育学部の協力の下、子供たちの補充学習の場に、将来教員を目指す教育学部の学生を派遣してもらうという事業です。現在、令和7年度の夏休みからのスタートを目指して、山口大学と協議を進めており、新年度予算に計上しているところです。ほかに、子供たちの学力を伸ばすためには、家庭での学習習慣の確立が大切です。そこで、これまでも公民館が開催してきたオープンカレッジの講座の中に、例えば、家庭学習の在り方や、家庭でのSNSやゲームの使い方等の、子育て世代を対象にした講座を増やし、家庭との連携を強めたいと考えています。また、部活動の地域移行をはじめ、教員の働き方改革を進めることも、教員の本来の仕事である、授業の準備や子供たち一人一人に個別に寄り添うことができる時間を増やすことになり、子供たちの学力向上につながると考えています。教育委員会としましては、最初にお話した公設町営塾の開設と、山口大学と連携したABUチャレンジセミナーの2つの取組を中心に、学校はもちろん、民間や大学といった教育の専門機関と連携しながら、子供たちの学力向上対策に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（末若憲二） 6番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問あります

か。6番、池田倫拓君。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長(末若憲二) 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 今、答弁の中で、山口大学から教育学部の学生を派遣してもらうという話がありましたが、このチャレンジセミナーを今年夏休みから行うということでしたが、もう少し具体的にどのような形になるのかといった部分を説明してください。

○議長(末若憲二) 教育長。

○教育長(網本徳文) 教育委員会では、山口大学と連携したABUチャレンジセミナーを長期休業期間の長さに合わせて、夏休みに8回程度、冬休みに3回程度、春休みに4回程度の年間計15回程度開催することを予定しています。対象は、阿武町の小学5年生から中学3年生までを考慮しており、教科は算数、数学と英語の2教科が中心です。将来、数学や英語の教員を目指す大学生が、それぞれ学年に複数人ついて、子供たちの学習をサポートします。学習内容は一般的な塾のように学校の先を勉強したり、テスト対策のための勉強をしたりというのではなくて、まずは苦手なところ、分からないところを学び直す、そういった補充学習を中心に行いたいと考えています。授業ではありませんので、参加は自由ですけど、費用を今のところ町が負担するよう予算計上をさせてもらっていますので、子供たちにはぜひ参加をしてほしいと思います。ちなみに、山口大学からも家庭教師等のアルバイトをしている学生は結構いるんだけど、このような形で、大学が学生を派遣するケースは初めてであり、大学としても地域貢献できる機会が頂けて非常にありがたいと。何より教員を目指す学生が少なくなる中で、子供たちと直に触れ合う経験ができる、教員になりたいという気持ちを強める絶好の機会になると、お互いにメリットのある取組なので、ぜひ協力をさせていただきたいというふうに言っています。山口県では初めての取組にもなりますので、ぜひ成果が出るようしっかり準備をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長(末若憲二) 6番、再々質問ありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長(末若憲二) 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 チャレンジセミナーとまた別に町営塾等も今検討されてい

るということですが、これの明確な違いと、また目的、塾のほうのまた細かい部分等をちょっと教えてもらえたらと思います。

○議長（末若憲二） 教育長。

○教育長（網本徳文） 自分自身もかつて山口大学の附属中学校というところに勤めていて、様々な機会に、よく大学あるいは大学生の力を借りていました。時には、大学の先生と一緒に授業をさせてもらうこともありました。そのような経験から、教育の専門機関である大学の力を借りる、このメリットは非常に大きいなということを強く感じておりましたので、このたび阿武町の学力をいかに高めていくかを考えたときも、今回も何とか大学の力が借りられないかなと思って、この企画に取りかかりました。ちょうどその頃に、町長さんからもう一つの企画である町営塾のお話を頂いて、最初は、どちらか1つかなとか、この2つをうまくリンクさせてと、いろいろ思ったこともあったのですが、教育委員会としては、まずはしっかり学校に頑張ってもらおうと。そして、目標を高く持って、もっと勉強したい、こんな勉強したい、あるいはあの大学に入りたい、そういう志を持っている子は、しっかり町営塾を利用してもらって勉強してもらおう。一方で、勉強がちょっと苦手、もう一度基礎から勉強したい、まずは自分に合った勉強の習慣をつけたい、そういう子供たちは、大学生が個別に教えてくれるチャレンジセミナーに参加する。そういうそれぞれの能力やニーズに合わせて勉強ができる学習環境をつくりたいと考えています。

個人的には、チャレンジセミナーのほうは難しいことを勉強するのではないので、もし希望があれば、大人の方も一緒に勉強されてもいいんじゃないかなと思っています。大人と子供が一緒に学ぶ場になればいいなと、そのとき、池田議員さん一番に御案内しますので、ぜひ親子で難しい方程式を解いていただけたらと思います。

以上です。

○議長（末若憲二） 再々質問が終わりましたので、これをもって、6番、池田倫拓君の一般質問を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて、5番、松田 穰君、御登壇ください。

○5番 松田 穰 5番、松田 穰です。通告に従いまして、賃上げによる小規模事業者への影響に関して質問をしたいと思います。

近年、事業者の賃上げに関するニュースをよく耳にしますが、実際、近年

の物価の上昇に対して、国でも物価上昇対策の補助や燃料費高騰への補助に加え、前の岸田内閣のときから、賃上げと投資による所得と生産性の向上によるデフレ型経済からの脱却や、現在の石破総理も、2025年春闘での高い水準の賃上げと価格転嫁への尽力を経団連会員企業に呼びかけるなど、賃上げへの機運は高まっているように感じます。具体的には、山口県の最低賃金時間額に関しても、令和2年度の829円から令和3年度は857円、令和4年度が888円、令和5年度に928円、そして、令和6年度には979円と、ここ5年間で150円、率にして18%上昇しています。大きな企業の多い都市部では、人材確保のためにも初任給を大幅に上げる企業もあり、求人をしてなかなか人が集まらないなど、地方の企業や自治体にとっても頭の痛い問題のように感じます。

そんな中、町に目を向けてみますと、事業体は割と小規模な事業体が多く、また、個人事業主の中には、数名のパートも含めた従業員を雇用して業務を行っている事業体もあるように思います。そして、その中には、従業員の時給を上げることがかなりの負担となり、経営を圧迫しているという事業体もあるのではないのでしょうか。業種にもよると思いますが、例えば商店であれば、来店客数を増やしたり、お客様の購入単価を上げるなどの売り方を考えたり、商品のロスを減らすなどの仕入れ管理を行う、商品の販売価格を見直すなど、売上を伸ばすことで、その分、従業員の賃上げを行っても、人件費の上昇をカバーする方法があるように感じます。ただ、中には売上を伸ばすのが難しい業種、経営体もあるのではないのでしょうか。例えば、その仕事の多くが親会社からの下請中心であれば、その受注額、売上額を上げることはなかなか困難なようにも思います。それでも、貴重な従業員を雇用し続けるために、その経営体は利益を削ってでも、最低賃金の上昇に合わせて賃上げを行い、経営を圧迫することになる、そういったジレンマに陥り、頭を悩まされる事業者の方が、私が聞いた以外にもおられるように思いますが、実際どうなのでしょう。行政では、そういった事業体を把握していたりするのでしょうか。また、そういった専門の相談窓口はないのでしょうか。

ここ阿武町では、近年5年間のうち4年間、転入超過で、社会増減に関してプラス傾向にあり、今後、転入者の中には、町内で新たに事業を起こす方もいらっしゃるでしょうし、町でもデジタル地域通過事業への積極的な取組のほか、キャッシュレス決済導入やインターネットショッピングサイト構築

等のデジタル化に係る取組への支援等、事業者が相談しやすい窓口、まずは役場に相談してみようと、事業者の方も役場を身近に感じられるような相談窓口があってもいいように思いますが、町長はどのように思われますか。町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの5番、松田 穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 松田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、少子高齢化、人口減少等による人材不足、そして、日本経済の弱体化や円安の影響等により物価高騰等が進む中で、国の方針、あるいは昨今の社会情勢は、賃上げや価格転嫁等の機運が高まっているところでありまして、町内の事業者の皆さんも、大変御苦労されていることは、想像に難くないところであります。また、このことは、例えば、町が指定管理をお願いしております道の駅阿武町においても、人員の確保難は言うまでもありませんが、電気代の上昇、原材料費、あるいは販売資材の高騰、また、賃金の上昇等に対応すべく、人員の効率的配置や業務の効率化のほか、例えば、魚の出荷者には、価格転嫁という観点からの魚価の値上げを要請し、さらに加工による魚介類・果物などの付加価値販売など、収益率を高める努力をしていると聞いているところであります。

このような中で、松田議員の御質問は、最低賃金の上昇と雇用体制の均衡が図れずに、経営に苦慮している事業所をどれくらい把握しているのか、また、そのような事業所に対して、専門の相談窓口はないのか、さらには、役場の中にそうした相談窓口を設置する考えはないかとの御質問であります。結論から申し上げますと、このことにつきましては、役場には、残念ながら経営等に関する専門知識を持った職員がいるわけではありませんし、実際問題、今後も採用することは難しいのではないかというふうに思っています。したがって、町が町の施策として、直接事業者に対して支援する施策については、役場で相談を受けますが、それ以外の基本的な経営に係ることにつきましては、役場に相談窓口を設置することは、現在のところ考えておりませんし、まずは、一義的には、それを担うのは、本来、町内の各種団体であり、例えば商工業者であれば、萩阿武商工会が、各地の商工会同様に、国や都道府県、市町村の小規模企業支援策、経営改善普及事業と言いますけども、これの実施機関として、経営の専門知識や資格を持った職員を配置して、

県や町の融資制度等をはじめ、様々な相談、支援対策、あるいは事業を展開されているところでありまして、商工会の会員であれば、そうした相談、支援を受けられることになっているというふうに思っています。

また、下請業者の件であります、下請法の直接の相談窓口は公正取引委員会ですが、同委員会では、商工会議所及び商工会との連携により、独占禁止法及び下請法に関する様々な相談を受け付ける独占禁止法相談ネットワークというものを経営しておりまして、全国の商工会議所及び商工会にも相談窓口を設置されていますし、相談者の情報が親事業者に漏れないようにも配慮されていますので、まずは萩阿武商工会に相談していただければと思っていますところでもあります。ちなみに、聞いてみますと、萩阿武商工会では、年間1,200件から1,500件ぐらいの相談があるようでありまして、このうちの3分の1程度が阿武町内の事業者の相談だというふうに聞いております。また、同様に農業の経営のことであればもちろん農協、漁業経営のことであれば漁協等に、まずは所属する組合等に御相談いただければと考えています。そして、その上で解決が困難なことにつきましては、各種団体から上部組織、あるいは町に相談をいただいて、さらに、国や県に相談や要望を上げていくのが普通の流れではないかというふうに考えています。

また、国の方針の基、基本賃金につきましては、今後も大幅な改定が予想される中で、昨日も春闘の一斉回答があり、多くの企業が高額な回答をしたところではありますが、一方で、先日のニュースで言うておりましたけども、政府が目指す時給1,500円への流れが急速に進めば、山口県の中小・零細事業者の20%程度が経営難に陥る懸念があるというふうな厳しい見方もありますので、国の支援等の施策にも注意をしながら、商工会等と連携し、しっかりと対応していきたいと考えています。

なお、本町では、令和7年度に、町内事業者のデジタル化への取組や、農業、林業、水産業者の機械・機器等の修繕、メンテナンス等に係る経費の一部に対しまして、物価高騰対策重点支援事業によりまして補助を行うほか、昨年度に引き続きまして、全町民に対して5,000円分の商品券、あるいは5,500円分のデジタル商品券をお配りすることとしていることは御案内のとおりであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 5番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありま

すか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長(末若憲二) 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 詳しい御回答ありがとうございました。確かに私も個人事業の部分で漁業もやっておりますが、やっぱり漁協に相談というのはまず一番で、農協も農業をされている方でしたら、やっぱり身近な存在としてあると思います。ただ、そういう話を聞いたときに、なかなか自分が商工会と関わることがなかったりすると、やっぱり商工会ってぴんときないなと、何をやっているのかちょっとネットで調べてみるか、そういった流れになってきたりもします。

やっぱり人口が3,000人をちょっと切れてきた阿武町で、役場って結構身近な存在だったりもしますんで、そうなることだったら、まちづくり推進課なのかなといういろいろ思ったりもするんですけど、そういった僕が話を聞いた方は、その辺もやっぱり思いつかなかったのかな。商工会も普段付き合いがなければ、商工会議所に相談するというふうにもやっぱり結びつかなかったのかなというふうに感じました。今時期ですと、ちょうど確定申告の時期で、各地区を対象に税の相談会とか、そういった相談会を開いたり、年に何回かですけど、行政無線、防災無線を聞いてますと、法律相談会とか、ちょこちょこ案内があったりするのを聞きます。その商業バージョンというか、そういったものがあってもいいのかな、例えば商工会議所さんに声をかけて、そういった相談ができないかとか、相談会みたいなのを年に1回でも開かないか、相談ケース多いようだったら、それを2回にして、そういったことを実施できないか。先ほど、実際に萩阿武の商工会の相談ケースは結構思ったより多いなというのをちょっと自分気になったんですけど、それをまずはちょっとやってみて、それで、町内の事業者の方がどんな悩みを抱えているのかとか、資金繰りだったり、使っている機械が壊れたときにちょっとまとまったお金が要るとか、そういった不慮の事態に対してもうちょっと気軽に相談できる場所というのが、ちょっとそういった方々がすぐに思い浮かぶような、そういった仕組みがあればいいのかなと思ひまして、ちょっと今回こういった質問をさせていただきました。実際どのぐらいの相談が集まるか分からないところに、わざわざ窓口を設置してというのは、正直無理な話だとは思いますが、今後、そういった不定期開催でも、ちょっと詳

しい専門的な方をお呼びして相談会などを開くとか、そういったことぐらいだったらできるのかなとは思ったりするんですけど、そのあたり、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まずですね、いろんな第1次産業の方、そして、商工業者の方も含めてでありますけども、いろんなお悩みは当然あるわけでありまして、それについて、どのようにそれを吸い上げるという言葉は悪いかもしれませんが、吸い上げて施策に展開していくかというふうなことになるというふうに思いますが、何となくですね、例えば変な批判するようなことを言っちゃいけないかもしれませんが、農協さん、漁協さん、商工会も含めてですね、以前から言われておりますように、職員の方が随分替わられる頻度が高く、そして、なじみが少ないというふうな、慢性的なそういったそれぞれの方々の農業者、漁業者、商工業者の方からの話はいろいろそういったお話は聞きます。なじみがなかなかないので言いづらいと言っているのかな。逆に言えば、そこの商工会にいらっしゃる職員の方も、ちょっと声をかけて、声をかけようという、こういったつながりがだんだんと希薄になっていることが根底にあるのではないかなというふうには思います。それは、もしかしたら役場の職員のことも、同じことがもしかしたら言えるかもしれません。そうした中でですね、そういうつながりをやっぱり日頃から、いつどういうときに、自分たちの悩み、相談したいことが口から出るかは分かりませんから、わざわざ構えてですね、例えば商工会に行って、こうこうやったらどうですかみたいなことで構えていく場合もあるでしょうけども、日常会話の中で、いろんな自分の悩みが吐露したり、そういったことも多分あるでしょうと。それを受ける、話を受ける方が、ただの世間話と受け取るのか、いろんな話の端々に出てくるそういった悩みの目を、その職員の方がぴしっと自分に受け止められるのかということもやっぱり大事であるし、やっぱり日頃から、いかにつながっているかということに尽きるんじゃないかなというふうに思います。

町もですね、いろんな方々からの、直接話される方もいらっしゃいますけども、ただ、じゃあその人だけの話でいいのかという話になりますが、町というのはやっぱり公平性というのはどうしても大事にしなければいけない立場でありますから、それは、その人だけに、そうしてさし上げるというんでな

しに、制度としてそういう制度をつくっていかなければ、それは不公平というふうな話になりますから、そうすると、流れとしては、それを当事者からその上部の、上部という言葉もいいか悪いか分かりませんが、例えば商工会議所、農協、漁協、そういった組織に上げていって、その中で、これは町に、あるいは県に、国に制度として要望していきましょうよじゃないかというふうな、そういう流れをつくっていくのがやっぱり成功法であるというふうに思いますし、やっぱりそうあるべきだなというふうに思います。ただ、おっしゃることは本当に十分分かるわけでありますので、町としてもですね、いろんなことで感度を高めて、こんなことちょっと聞いたけど、個別に言うんじゃないしに、例えば商工会さん、こんな話も聞きましたけどどうでしょうかと、何か施策あるんですかみたいな話も、こっち側からもそういった団体のほうに話をかけていくというふうな感度も我々も持っていかなきゃいけないというふうに思います。

ただ、重々申し上げますが、役場、僅かな人数の中でですね、本当に専門的な知識を持っておる者を配置するというのは、大きな何千人とおる職員がおる中では専門を雇うということはできるかもしれませんが、それは、実際問題は難しい、人事異動もやっていかなきゃいけないというような中で難しいんで、できるとするならば、いかに我々が感度を高めて、そして、日頃からそういう団体さんといろんな本音で話ができるような関係を構築しておくかということだというふうに思っております。

以上です。

○議長（末若憲二） 5番、再々質問ありますか。

（5番、松田 穰議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 大変人情のあるお答えありがとうございます。やはり、今、町の施策としても移住者の方を増やそうという取組が継続されていて、やっぱり移住してきた方の仕事を、中にはやっぱり新しく起業しようとかいう方もいらっしゃるでしょうし、今後も出てくるかと思います。やっぱりそういったところでの外部団体との橋渡しの部分、このあたりも非常にあれば、やっぱり町の魅力というか強みにもなると思いますので、この辺りも、本当にできる範囲でやっていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（末若憲二） 答弁は要りますか。

（5番、松田 穰議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今おっしゃいますように、結構ですね、現在ここで事業を営んでいる方は、事業者の方はもちろんですけども、結構Iターンの人であったり、Uターンの人であったりというのは、結構帰ってきて、あるいは阿武町に来て事業をやりたいという、勤めるというんじゃないしに、漁業、農業に携わるという方もいらっしゃいますけども、事業をやりたい、商いをやりたいというふうな方もいらっしゃいますので、そこは、いきなりは、例えば商工会に行くというのはハードルが多分高いというふうに思います。最初はまちづくり推進課に来られるというふうなパターンになるかというふうに思っておりますので、そういった際には、よくお話を聞いて、場合によっては、商工会さんと一緒になってアドバイスができるような形にしたいというふうに思っておりますし、特にIターンの方については、一緒になって聞く体制はできておるというふうに思っておりますから、今後もそのことは続けていけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（末若憲二） これをもって、5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて、1番、米津高明君、御登壇ください。

○1番 米津高明 日本共産党の米津高明です。皆さん3月11日に黙祷されたでしょうか。私、気持ちとしては、防災無線でちょっとそういうことを言っ
てほしかったなという思いがあります。持っていました。さて、質問に入ります。

まず、阿武町の上下水道についてですが、下水道のインフラについてまずお尋ねします。皆様も御存じのように、埼玉県で大きな下水道の陥没事故が起こって大問題になっています。まだ収束していません。そこで、阿武町は、ああいうふうな大きい下水道はないと私は理解しているんですけども、下水道管、これはどのような状況なのか、阿武町でも道路の陥没事故が発生するかも分かりません。事故が発生すると、やはり道路が通行止め、そして、埼玉のように、下水のその地域の使用自粛などで、町民の方に大きな負担が発生、強いられることになるかと思います。このことから、下水道の点検整

備を早急に行うべきではないか。定期的に行っていると以前にちょっと聞いたことがあるんですけども、今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

それと、次に上水道ですが、これも日本でもそうですけども、諸外国でいろいろ大きな問題になっているPFAS（有機フッ素化合物）、これが飲み水とかいろんな水源とかいろんなところに含まれているのが分かってきて大問題になっています。発がん性がすごくあって、ものすごい難しい化合物だと聞いています。そこで、阿武町の水道水、それと地下水、井戸水や内抜きの水を使っている家庭も多いと思うんですが、そういったところの水は大丈夫なのか。こういったところの検査は、阿武町として、最低でも水道は行っているのか、この2点について、町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの1番、米津高明君の1項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 米津議員の上下水道に関する御質問にお答えいたします。

まず、1点目のインフラ整備についてであります。御質問の趣旨は、埼玉県八潮市で起こった下水道の陥没事故を受けて、このような事故が発生した場合、陥没箇所での車両や歩行者の転落等による死傷等の重大事故はもとより、上下水道の使用制限や使用の自粛など、町民生活に大きな負担が生じるために、下水道管の点検整備を早急に行うべきとの御質問であります。

初めに、八潮市の陥没事故の状況についてであります。去る1月28日に、市内の県道において、下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生して、トラック運転手が車両ごと転落し、現在も発見されていない状況であります。報道によれば、陥没箇所は、管径が4.75メートル、莫大な大きなものですが、4.75メートルの巨大な下水道管路が埋設されておりまして、下水道管の破損に起因する陥没としては、国内でも最大級の規模というふうに言われております。そして、人的被害はもとより、陥没規模は、日に日に拡大いたしまして、上下水道の使用自粛が要請されるなど、関連する12市町の120万人に甚大な影響が生じたところであります。

ここで、八潮市の下水道と阿武町の集落排水の違いについて、少し説明をさせていただきます。まず、下水道事業の場合であります。多くの人口や広範囲の雨水、また、工業用水の排水等の処理も担うために、先ほども申し上げましたが、八潮市の事故現場では、管径が直径4.75メートルという巨大な口径の管路が埋設されております。そして、これに対して阿武町の集落排

水事業においては、地区にもよりますけども、一番処理人口が大きい郷川地区が約630人が対象になりますけども、雨水や工業用排水も流入しておりませんので、排水管の管径が最大でも200ミリ、20センチと小さいものとなっています。

こうした中、下水道管の点検整備を早急に行うべきとの御質問であります。今申し上げましたように、本町の集落排水事業については、大規模な下水道事業と比べると著しく小規模でありまして、仮に八潮市のような排水管の破損が起きたとしても、すぐに大きな道路の陥没というふうなことにつながるとは考えにくいと思っております。また、万が一、道路が排水管の破損等により陥没が発生したとしても、管径が20センチ、200ミリのために多量に土砂が流出するというふうなものではないために、八潮市のように車が転落するほどの陥没は生じないと思われまして、兆候があれば補修工事も簡易にできると考えられますので、改めての点検については、特に必要はないというふうに考えております。ただ、排水管が破損し、長期的に少量ずつの土砂が流出することはあり得ますし、本町の集落排水事業の排水管の耐用年数は50年程度と言われており、古いものは40年程度経過しているものもありますので、長寿命化計画を含めて、点検調査を予定しているところであります。

次に、2点目のP F A Sについてであります。飲料水などに、有機フッ素化合物（P F A S）の含有が大きな問題となっている中で、本町の水道水や井戸水の状況はどうか、また、調査はしているのかというふうなことであります。このことにつきましては、本町の簡易水道は、国の水質基準に関する省令に基づきまして、水質基準項目のうちの一般細菌や大腸菌などの8から9項目を毎月検査しており、これに加えて、カドミウム、水銀、鉛、トリハロメタン等の全51項目の水質検査については年に1回実施しておりまして、日々安全な水道水の供給に努めておるところであります。

こうした中、御質問のP F A Sであります。現時点で、水道水のP F A Sに関する水質検査については、水質基準項目に入っていないために、これまで実施してきていませんでしたが、今回の大きな問題となりましたので、本町では、今年の1月に町内の全13か所の水源の調査を実施しておりまして、結果として、全箇所においてP F A Sは検出されておらずで、水質には問題がないことを確認しております。また、このP F A Sにつきましては、町民の皆さんに安心して簡易水道を御利用していただくというためにも、来

年度以降についても引き続き、年1回の全項目の水質検査にプラスして実施したいというふうに考えています。

なお、国においては、現行の水道法上の水質基準項目にP F A Sを追加する方向で、令和8年度からの施行を目指すというふうな予定となっているようでもあります。

また、井戸水の状況につきましては、井戸水についての水質検査は、町としての対応は難しいところでありまして、P F A S検査につきましても個人での対応をお願いしたいというふうに思っております。

こうした中、先日の山口県議会の2月定例会の一般質問の中で、2025年度中に、県内約60地点で実施するP F A S調査に関して、具体的な調査地点を盛り込んだ計画を、国、県内19市町と連携して策定して、予算成立後に計画の策定作業を始めるとの報道があったところでありまして、町としても、要請があればしっかりと対応していきたいと考えているところでもあります。

以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（1番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 P F A Sに関しては、少し安心したかなというところがあるんですけども、やはり井戸水とか使っておられる家庭では、まだ不安があるんじゃないかと思います。検査費用がかなり高額で難しい検査だというふうに聞いていますので、町としてはそういう方に、例えばいろんな補助みたいに、上限を設けて50%補助とか、そういうのをまたぜひ考えていただいて、町民の方の安心安全といつも言われていると思いますというか、書かれていますので、そういう意味ではぜひこれも考えていただきたいと思います。考えていただきたい。

それと、下水道ですけども、ちょっと20センチと聞いてえらい小さい管だなという気はしました。確かに20センチぐらいでしたら、破損しても穴が開くといっても1メートルか小さい穴ですから、そんなに大きい事故はないとは今思いました。でも、やはり早急に、もう40年たっているところもあるとおっしゃいましたから、そういうところを重点的にインフラ整備として、新規、更新をしていくようお願いをしたいと思います。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まず、1点目の井戸水のことではありますが、実際に町内で13か所水源になっておる、上水の簡易水道の水源になっているところは全て井戸水でありまして、都市部の水道のほとんどが川です。川でどこから何が流れ込んでくるやら分からないというふうなこと。特にPFASにつきましては、あれは水をはじく撥水剤です。コートとかレインコートとか、もろもろの衣類とか、そして、撥水スプレーとか、そういう水をはじく性質を持たせるものなんですよ。そういった工場があったり、いろんなそういう関連した工場があったりしたところから発生するというかある。それがあるとき雨水として流れたり、地面にあったものが流れたり、地下に浸透したりするというふうなことでもありますので、今、阿武町においては、過去においてもそうしたことは少し考えられない。発生源が考えられないというふうなことでありますし、実際に全て地下水、皆さんの井戸と同じ地下水を13か所取って検出されていないというふうなことでありますから、してはいけませんということをするあれもありませんが、やられても、経費のかかることですし、出るとはなかなか考えにくいなというふうな思いがあるところであります。

それと、いろいろ町のインフラについては、長寿命化計画を立てた中で進めていくわけでありまして、これも先ほど申し上げましたように、20センチとは言いながらも、塩ビ管でありますから、塩ビ管というのは50年と言われる耐用年数のうちで、一番古いやつは40年たっているというふうなことでありますから、その間、いろんなことが起こるというふうに思います。地震がないと、全くなかったわけでもありません。ずれがあるかもしれませんし、穴が開いているとはちょっと思いにくいわけではありますが、継ぎ目がどっかになっているというようなことはあるかもしれません。いずれにいたしましても、半永久的にもつものではありませんし、一遍にそのときにどかんと来たって大変困るわけでありまして、このことについては、定期的にですね検査をしながら、転ばぬ先の杖で、前倒し前倒しで更新をしていくというふうなことは、これは下水道だけ、上水道だけ、あるいはほかのもろもろの、橋梁とかもろもろインフラも含めてでありますから、そういうふうな基本姿勢の中で点検等は進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（末若憲二） 1 番、再々質問ありますか。

（1 番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1 番、米津高明君。

○1 番 米津高明 この P F A S に関しては、ぜひとも町民の方に安心感を持っていただくためにも、広報に何かぜひ、こういう検査をして、大体こういう箇所を検査した結果、安心ですよというのをやっていただければ、水源同じやない家庭では、もう安心して自分とこの水を飲めるのと違うかなと思いますので、ぜひとも広報にそういうふうなのを載せていってほしいというのを要望します。これで、この件の質問を終わります。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 大変問題になったところでありますので、今おっしゃいますようなことについては、しっかり皆さんにお伝えしたいというふうに思っています。

○議長（末若憲二） ここで10分間休憩いたします。

休憩 9 時 5 5 分～1 0 時 0 3 分

○議長（末若憲二） それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長（末若憲二） 続いて、1 番、米津高明君、第2 項目めの質問を許しますのでご登壇ください。

○1 番 米津高明 それでは、2 項目めの質問をします。図書室の休日開館について質問をします。今現在、図書室は町民センター、のうそんセンター、宇田のふれあいセンター、3 か所に設置をされています。基本的にですけども、この3 か所は土日などの休日・祭日も含めてですけれども、閉館で利用はできません。ただし、このうちのうそんセンターの図書室は、休日でもその場で見る閲覧というんか、その場で見ることはできますが、貸出しはできないことになっています。

このことから、図書室を休日も開館して利用できるようにしてほしい、こういう声を何人の方から聞いています。実際、小学生の方からもそういう声を聞きました。

図書館は阿武町のような小さな町にそぐわないと、以前、町長は言われま

したけども、それでは、せめて町民の方の要望である休日の開館を行うべきではないか、教育長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの1番、米津高明君の2項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長（網本徳文） それでは、米津議員さんの2つ目の質問、図書室の休日開館についてにお答えします。

平成29年に新町長に就任された花田町長から、図書館の必要性、阿武町の人口規模にふさわしい図書館機能等についての調査検討を教育委員会に指示されたことを受け、公募による委員3人を含む10人の委員により、阿武町図書館等整備の在り方検討委員会を立ち上げたところです。その委員会で4回にわたり熱心な議論や調査を重ねた結果、平成30年2月に新たに経費をかけた図書館の建設については否定的としながらも、サービスの向上を引き続き図っていく必要があるという答申が町長になされたところです。この答申を受けて、図書館等の整備については、阿武町の身の丈に合った施設整備と図書コーナーの充実を図るという方針が町から示され、今日に至っていることは議員さんもお承知のとおりだと思います。

これまで実施してまいりました整備等の内容について紹介しますと、図書購入予算を毎年十分に確保し、蔵書の充実を図ることはもちろんのことですが、それ以前から、山口県立図書館の遠隔地の貸出し・返却制度に加入しており、町民センターを窓口に関書の貸し借りができるようにしておりました。

また、これも以前からですが、町民が萩市の図書館を利用できるようにするため、萩市と協定を結び、その協力金を予算計上しておりますし、令和4年度からは萩図書館のホームページで予約すれば町民センターに図書が配送されるサービスも行えるようになってきたところです。

さらには、各地区の図書ルームと学校の図書室に図書支援員を配置し、購入した図書の整備や棚2本を並べる配架などを分かりやすく工夫しているところです。

施設整備としましては、令和3年度のふれあいセンターの図書コーナーの改修工事を皮切りに、令和4年度にのうそんセンター、令和5年度に町民センターの図書コーナーの改修工事を順次行ってきたことも、皆さんご承知のことだと思います。この施設改修に合わせて図書や利用者をバーコードで管理する貸出システムを3地区ともに整備をしたところですし、蛇足ですが、こ

の改修工事を契機に、呼び名も図書ルームと命名したところです。

ご質問の中で、農村センターの図書ルームは休日も開館しているのご紹介がありましたが、よく聞いてみますと、開館しているわけではなく、図書ルームが職員通用口のすぐそばにあるために、その図書ルームを会議室として使用することがあるということでした。

話を戻しますが、令和5年度に町民センターの図書ルームの改修工事が終了して以来、教育委員会にも住民の方から土日の開館を要望する声が届くことがありました。このことを各方面、ご意見いただきながら検討しておりました頃に、有志の方々が発起人になり、町民センターで絵本を楽しむ会を休日に行いたいとお話がありました。このことは大変素晴らしいことですから、ぜひ改修した図書ルームを使って活動していただきたいということで、令和6年5月から、これまでに6回開催をしたところです。そのうち、休日に5回開催され、延べ69人の親子などが参加されたと聞いています。

なお、この会は子供とその保護者が対象ではありますが、休日の開催時には一般の方も図書ルームに出入りできるようにしていただいているところです。

教育委員会といたしましても、このような取組がこれからも広がっていくように、現在、様々な団体に働きかけを行っているところで、協力できることは積極的に協力していきたいと思っております。

今年になって図書ルームを使って勉強する小中学生の姿が多く見られるようになってきました。せっかくきれいにいただいた図書ルームを休日も含め、町民の方へいかに有効に活用していただけるかを引き続き検討してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。1番、米津高明君。

○1番 米津高明 以前にも質問したことあると思うんですけども、身の丈に合うというのはどういう物差しで言われているか、私が調べたときでは、北海道なんですけれども、これは地理的に言うんか、雪が多いシーズンに遠くの図書館まで行くというのがあるから町で造るとかいうのもあるんかも分かりませんが、阿武町よりずっと規模の小さい、1,000人とかそういうところでも図書館を持っているところもあります。だから、文化の町という

んであれば、これはもう図書ルームですか、今名前言われた、充実させていけば同じようなことになると思うんですけども、自分としては、私としてはそういうふうな思い、図書館をやっぱり造るべき、図書館だけじゃなくて図書館に併設した、今、町長が診療所を建てられたように総合的な、図書館も本だけじゃなくて、総合的に何かできるようなものは阿武町にとってはぜひ必要かなというのは今でも思っています。ただ、現実としてそういう図書ルームをきれいにされて、今動き出しているんですから、そこを充実させるというふうな方向にぜひ持っていつていただきたい。だから、そういう日にちを決めて、日曜日にも開館されたというんですけども、この前たまたまちょっと見に行っただけですけど、町民センターの図書ルームを、そしたら、今、教育長がおっしゃったように小学生の方が勉強しに来ていました。ちょっと話をしたんですけども、やっぱり休みの日が空いていたらいいなと、もうすぐ来てできるというようなことを聞いたので、これはやっぱりぜひ取りあえずは週というか、月1回、2回でもいいからそういうような取組をぜひやっていただきたいなという思いを持っています。これはもうぜひ検討じゃなくて、実現に向けて走っていただきたい。

それと、いろんな県立図書館の話もありました。萩の図書館からも本を予約すれば配送してきて借りるということもあるかも知れませんが、本の数がすごく少ない、立派な棚はたくさんあるんですけども、半分か3分の2ぐらいしか詰まっていないという状況で、見てもちょっと少し寂しいなと、予算を見るとすごく少ない、予算、今回60万円ぐらいだった。図書館の問題が出たときに、私、実は須佐の24時間やっている図書館じゃないけど、図書館ですね、あそこでその司書の方なんかと交えていろんな話を聞かせてもらったんですけども、そのときにやはりあのくらいの規模でも十分充実させた本をそろえようと思ったら年間200万円はかかると、もうそれが数年前の話ですから、それぐらいかかるというふうにおっしゃっていました。そういうことを言えば、阿武町の本に対する、そういう図書室に対する支出はすごく少ないなと、ぜひとももう少し多く取っていただいて、もっともっと充実させていただきたいなと、それに伴って図書室を利用する町民の方、学校の生徒たちがもっともっと利用する頻度が高くなるように、ぜひともやってほしいと思います。検討じゃなくて、前向きな検討をしていただきたいと。

○議長（末若憲二） 教育長。

○教育長（網本徳文） 昨年ですね、町長さんと保育園の保護者が一緒にお話をするカジュアルトークという場に私も同席をさせていただきました。そのときに保育園の保護者から同じように休日の図書ルームの開館であったり、あるいは暑い日でも寒い日でも子供が安心して遊べるような遊び場をとというような要望があったのですが、そのときに参加者、保護者の方から、私たちは要望するばかりじゃなくて、やはり保護者地域の一人として協力できることは協力もしていかなければならないという、大変ありがたい、素晴らしい発言をいただきました。そんなこともあって、現在、教育委員会では、例えば家庭教育支援チームであったり、各学校のPTAであったり、今日は後ろで見守っていただいておりますけど婦人会の方であったり、そういった各団体と相談をさせていただいて、有志やボランティアで何とかまずは土曜日午前中の開館から実現できないかなということを考えているところです。もし、そういうことができればですね、これこそまさにお金をかけずに阿武町らしい身の丈に合った図書ルームの運営ということになるのかなというふうに思っています。前向きに頑張っていきたいと思います。

それから、予算のことについては、今ここで私が増やしますなんてことは当然言えませんが、これも前向きに頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（末若憲二） 1番、再々質問はありますか。

（1番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 一步前進な回答をいただいてありがとうございます。これを引き続きやっていただいて、もう少し広げていただく、時間を長くする、午前中じゃなくて、そういうのも含めて、ぜひぜひよろしく願いいたします。終わります。

○議長（末若憲二） 教育長。

○教育長（網本徳文） 頑張ります。

○議長（末若憲二） 1番、続いて3項目めの質問を許します。ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは、3項目めの質問を行います。国保基金についてお尋ねします。予算案では、阿武町の新しくできる国保の診療所の建設工事に国保基金が繰り入れられているんじゃないかというような気がしているん

ですけども、この繰入れ自体は今現在の基金条例があるんですけども、基金条例には反していません、条例には。ただ一人一人の国保加入者の方が、自分たちが納めた国保税が本来の医療費の支払いではない基金への積立てを通じて診療所の整備に使われることに対してどう考えておられるか、ちょっと不満かなというふうに考えておられる方が多いんじゃないかという、そういう疑問が最後まで残っています。

また、町長が言われているように総合施設を造ると、これは大規模なハード事業であって、当然、一般会計の関与、つまり過疎債や一般財源から充てられます。そうすると、国保の加入者は町税とか働いている方は所得税も払っています。基金の原資である保険税、原資であるというのは部分的では、これは問合せはしたんですけども、お金に色がついていないから、その基金の中にどれだけの国のお金が含まれているか、国保の加入者の国保税がどれだけ含まれているか分かりませんという回答だったんですけども、それもちょっとおかしいなと思っているんですけども、保険税を払って施設整備のために負担するという、ですから税金からもそこへ回される、保険税が積み上がった基金からもそこへ回されるという、二重の負担を強いられているということです。だから、以前、私の問いに対する答弁で、ここにこの国保の診療所に使うことこそ公平であるというふうな答弁されたんですけども、真逆で、ここに使うことこそ不公平だと私は思っています。ですからこの解消も含めて、基金を国保税の減額を行うようにすべきではありませんか。町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの3項目めの質問に対しまして、執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 米津議員の3項目めではありますが、国保財政調整基金の活用について、今回の診療所の建設にその一部ではありますが充てるのではなくて、国保税の減額に使うべきではないかというふうなお話であります。

まず、令和7年度の国民健康保険の直診勘定特別会計予算において、新しい診療所部分の建設費用として、工事費及び工事管理業務委託料で合計で2億3,130万円を計上いたしておりまして、この財源に過疎債を2億と残り3,130万円に対して事業勘定の国保財政調整基金の取崩しを充てることとしておるところであります。

これは、今回建設いたします診療所は福賀診療所と同様、国民健康保険の

直営診療所として設置しますので、国保の財政調整基金を充てることとしたものであります。

そして、以前から申し上げておりますように、この財政調整基金の中身につきましては、国保の被保険者の方々が納められました国保税だけではなくて、国保税以外の国税、県税そして国保被保険者以外の方々の町税も含まれているわけでありまして、言い換えれば国、県からの保険基盤安定負担金をはじめ、県からの繰入金や特別調整交付金、そして各種事業の施行に伴う保険者努力支援交付金等があり、また、毎回一般財源を伴う一般会計からの繰入れも行っているところであります。

中でも県からの特別調整交付金においては、保健師を中心に取り組んでいる保健事業において健診の受信率の向上、そしてリスク別に分けてターゲットを絞った重症化予防の取組等を鋭意行っておりますし、一方で、国保税の収納率も令和5年度で97.73%と県下でもトップクラスの収納率となっておりまして、こうした努力がより多くの交付金の獲得にも反映されているということでもあります。

そして、基金はこうした歳入も含めてその年度の決算状況により剰余金が多く出た際に基金として積み立てたものでありますので、米津議員がおっしゃるように、国保税の被保険者が基金を使うことで二重の税負担を強いられ不公平であるというお話は、少し違うのではないかというふうに思っております。

最後に、基金を使って国保税の減額をすることにつきましては、このことにつきましては何度も同様のご質問をいただいておりますが、これまでも申し上げましたとおり、本町の国保税は令和5年度において、1人当たりの金額は県下で最低水準でありまして、この状況の中ですぐに基金を取り崩してまで国保税を下げることは考えておりません。今後、県において国保料が統一される際に、本町は県下最下位水準であるために、一番安い水準であるためにどうしても現在より高額になることが予想されるわけでありますから、基金につきましては1億数千万円が残りますので、そうした際の激変緩和には積極的に使っていきたいというふうに考えているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1 番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長(末若憲二) 1 番、米津高明君。

○1 番 米津高明 毎回同じような回答が今回も部分的にちょっとありました。安いのにまだこれ以上引き下げるのかというのが町長の持論だと思うんですが、安いから高いからじゃなくて、基金があれだけあるんですから、新たにその財源を設けて国保の加入者の方に減額をしてほしいというのではなくて、あれだけの基金があるんですから、今、国保関係の方は高齢者の方とか自営業者の方とか、そういう方が国保加入者全てですね、今の状況、もう米の値段でもお分かりのように倍以上になっています、一時の、そういう生活のことを含めて、やはり減額処理をしてほしいと、それをするによって基金がどれだけ減るか言ったら、もう、またこれを言うと町長その基準がどこにあるんだというような感じになりますけども、例えば加入者1人当たりです、1所帯じゃなくて1人当たり1万円の減額でも1,000万円ぐらいです。それだけで済みます。だから、今の基金からしたら1割もない、10年続けても半分近くが残るとい、そういう今の阿武町の基金の積上げ、それと最初にもちょっと言いましたけれども、県とかの交付金もあると、県に確認したところ、基本的には年度年度で精算するということですから、たまっていくのは私自身おかしいと違うかなと思っています。そういう意味を含めて、その基金の中にどれだけそういう県からの交付金入っているのか、割合が入っているのかいうのを確認したら分かりませんということでした。だから、どういう物差しで見ているのか、基準があるならば言えるはずですね、2億円近い基金の中に、これだけ国保税の加入者の払った国保税の余ったお金がこれだけです、県からの交付されたお金の余ったのがこれだけですと、きちっと1円までは報告しなくてもいいということで健康福祉課で数字を出してほしいと言いました。だから、結果としては分かりませんということです。分からないのに、なぜ含まれていると言われるのか、その真意が私には反対に分かりません。ですから、県の言うことがちゃんとした、本当ならほとんど含まれていないはずで、交付金とかが。そういうことを言うと私が最初言ったように、ほとんどが国保加入者の国保税が積み上がったものだとは私は解釈しています。ですから、その分、この物価高騰のときに少しでもそういう生活の糧になるように、足しになるようにしてほしいというのが私の思い、願いです。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 現在の国保の基金、財調の一番積み上がった時期というのは県統一になった前なんですよ、それはご存じですよ。統一になる前に余剰金を積み上げてきたり、そうしたものが積み上がって今があるわけですから基本的には、ですから今ここ8年か9年かぐらいの中でそれが多く積み上がったわけではないんです。それを今何回も言うんですけど、今、阿武町の国保税は県下で最低水準、安いということですね、一番安い水準にある。お金があるから、これを皆さんに分けましょうという話ですよ結局は。もう目の先、日程まで決まっているかどうかは分かりませんが、県下統一した国保税にしましょうというもう動きはある、方向性はもちろんある。阿武町が一番低い、ということは必然的に上がります、普通であれば。それをそのままポカンと出てきた計算上、出てきたやつ上げますかと、上がっている人は下がります。阿武町は確実に上がります。間違いないと思います相当。そのときに、私は繰り返し言っておりますけども、そうしたときにこそ、このお金を温存しておくべきではないかな。先ほど申されましたように1人、例えば1万円で約1,000人として1,000万円という話ですよ。何ぼになるか分かりません。それも1年激変緩和すればええっちゃうもんじゃないですよ、段階的に上げていかないと、皆さん急激な上昇は大変なことになります、ということになると、例えば今の市町村合併なんかのときには、大体、基本的に短いもので5年、長いもので10年ぐらいで調整してきたんです激変緩和。そうすると、今のさっきの話で言いますと、毎年1万円、何万円上がるか分かりません、基本が。2万円なら2万円をどうやって調整していくのかな、3万円なら3万円をどう調整していくのかなというような、そんなことになります。いずれにいたしましても、今、一朝一夕にこのお金は積み上がったものじゃありませんし、大方の部分というのは県下一本になる前から積み上がってきたものなんですよ。阿武町単独でやりよったときのやつ。ですから、そのときには随分と皆様方の国保税を安くするために一般会計から突っ込んでいます。それを私が言いよるわけですよ。ですから、そういった過去の経緯もあり、将来にわたっても目の先に上がっていくことが見えているときに、お金があるから皆さんに物価高騰大変ですね、それは分かります、分かるけども、それをもうあるから、私から言うところから使おうじゃないかみたいな思いを感じるんです。もっともっとそういうときのために、もう目に見え

ているんですから、そのときが来ることが、そのときのために持っておきましようという思いがあるんですね。そのことは前から言っていますけどしっかり理解していただきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（末若憲二） 1 番、再々質問ありますか。

（1 番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1 番、米津高明君。

○1 番 米津高明 激変緩和ということは十分理解はしています。でも、それだけのお金が必要なのかというのもちょっと疑問。確かに、私が以前住んでいた大阪なんかはもうすごく上がっています統一化されて、びっくりするような国保税になっています。もうそういうのも十分理解はしています。

ただ、今の基金をかなり取り崩すというんじゃなくて、取りあえず今の現状を見ていただいて、だから国が非課税世帯にまたお金を、そういう施しという意味じゃないけども、国保税の方に自分たちが積み上げてきた、町長の持論でしたら、ほかのもあるけども自分たちも積み上げてきた、自分たちのお金も入っているやつを少しは還元してほしいというのが私の考えです。

ですから、そういう数字があるのなら示してほしいと、どれだけ含まれているのかといったときには、こういう事情というのか、こういうことで町からも町税を含めてたくさんそこに投資と言うんか、入れてきたというふうなことをちゃんと回答いただければ、また自分の考えも違ったかと思うんですけども。そうじゃなくて、言うたら色はついていないからそんなの分かりませんというような感じだったから、そういう回答であったから、ちょっと疑問に思ってまたこういう質問をさせていただいたんですけども。

ただ、それと何回も耳にたこがなるほど私も聞いています。一番安い、安いというのはもう十分理解をしています。十分理解していますけども、先ほど言わせてもらったように、今の現在の状況を考えて、少しでも町として町民に寄り添う気持ちを持ってもらって、そういう施策をやってほしいというのが私の要望です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 国保税というのは、一般の事業者であったり、ある意味セーフティーネット的な面が確かにあるというふうに思います。ですから、先ほどおっしゃられますような高齢者の方が多かったり、いろんなことが多

いというふうなこと、そのことは理解できるわけであります。

ただ、今の物価高騰とか何とかいうときに、今、町としても僅かではありますけども、今まででも商品券事業であったりいろんな物価高騰対策の事業をやってまいりました。それも国からもらえる交付金あたりに町が例えば半分ぐらいはオンして、上乗せをして拡充して、ほとんどがそのまま、はいどうぞというんじゃないしに、ほとんどが町の一般財源を突っ込んで拡充してきて、皆さん方にいろんなことを施策を展開してきて、今回も5,000円あるいは5,500円のデジタルというふうなことも、これは一人一人全員に行き渡るものであります。

かたやこの国保について、同じことを何回も言ってもしょうがないんですけども、将来が分かっているのにそんな使い方していいんですか、そんなと言ったら失礼かもしれんけども、一番低いじゃないですか、それをまだ下げてくださいよというのは、それは分かりますよ、皆さんの生活が苦しいから少しでも安ければいいというのは分かるけども、それは国保だけの、特に国保税の加入者というのはセーフティーネット的なところがあるので、特に影響を受けやすいという気持ちは分かりますが、町の施策としてそれが本当にそんなことをしていいのかというふうに思います。苦しい人はみんな苦しい、国保の人だけが苦しいわけではないし、いろんな人が厳しい、相対的にセーフティーネット的なところがあるから、厳しい人が多いだろうなということは想像はつくけども、町が施策としてそういったことを本当にやっていいのかなということになると、いささかちょっと特におっしゃる論点、基本的なものの考え方のもとが、今、物価が高いし大変苦しいからという、そこに何とかしてくださいませんか、そういう言い方をされるとなおさらですね、そこだけしていいのですかという、私は何となくそんな気持ちになるんです。その部分だけでなしに、苦しいところはいろんなところでいろんな方がいらっしゃるわけですから、それはあるからその部分だけやってねという話はちょっと私は通らないという話じゃないかなというふうに、説得力がないなというふうに思います。

以上です。

○議長（末若憲二） これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて、3番、白松靖之君、ご登壇ください。

○3番 白松靖之 3番、白松です。通告に従いまして、1/4w o r k s 援農

プロジェクト事業の今後の展望について質問します。

昨今、全国的に農林水産業（第1次産業）を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。原因として、担い手の減少や高齢化による生産規模の縮小や生産意欲の低下という問題に加え、猛暑、豪雨などの異常気象による自然環境の変化や、肥料、農薬、資材、燃料等の経費の高騰等があり、これらはさらに問題に拍車をかけています。

そのような中、第1次産業の人手不足問題の解消や関係人口の創出等を目的とした新たな援農の仕組み、1/4w o r k s 援農プロジェクト事業は、平成30年（2018年）、試験的に開始され、今年で7年目を迎えました。

昨年、町が宇生賀中央自治会の三和地区に古民家を改修して整備した福賀シェアハウスが本格的に運用開始されました。昨年6月議会の一般質問でも取り上げましたが、ワーカー経験者の中から福賀・宇田郷地区へそれぞれ移住され、現在、地域の一員として頑張っておられます。この援農事業による実績が徐々にではありますが、表れ始めています。

また、ここで直近3年間の実績について述べさせていただきます。令和4年（2022年）、ワーカーさん13名、延べ1,118日、4,687時間、令和5年（2023年）、ワーカーさん16名、延べ1,124日、4,959時間、令和6年（2024年）、ワーカーさん15名、延べ970日、4,515.5時間、この15名のうち3名は令和5年からのリピーターさんです。このことは事業委託先の株式会社アグリナジカンと町による支援により、事業が切れ目なく持続して来られた成果だと考えます。しかし、まだまだ受入れ農家が少ないように思います。受入れ農家側の現状は、私も含めた4戸の個人農家、農事組合法人福の里、ドリームファーム阿武、福賀すいか部会が利用されています。例えば、受入れ農家が増えることによって、天候の急変等でその日の仕事ができなくなっても、農家同士の話し合いにより、ワーカーさんのやりくりが容易にでき、結果的に農家さんの負担を抑えることができます。

また、ワーカーさんにとっても仕事の選択肢が広がり、いろいろな仕事の組み合わせが可能となります。がつつり稼ぎたい人、田舎暮らしを楽しみながら働きたい人、様々な仕事を体験したい人などの要望に十分応えることができ、ワーカーさんの満足度を高めることができます。

今後この援農プロジェクト事業が、より持続可能な事業となるようにしていただきたいと思います。

ここで町として、より多くの個人農家、事業所、農事組合法人の皆さんに利用していただける取組が必要であると考えます。

例えば、広報の方法として、広報あぶや町のホームページでの募集記事の掲載、ケーブルテレビや防災無線での呼びかけ、J A山口県の町内各生産部会でのプレゼンテーション等が考えられます。町長の考えを求めます。

昨年、広報あぶ8月号の町長コラムの中で、今後農業以外の漁業や林業、町内2次、3次産業にも従事していただけるよう制度を充実させていきたいと述べられています。それから半年余り経過しましたが、町長の考えを求めます。

現在この事業を利用されているのは福賀地区の方々だけですが、今後、奈古・宇田郷地区への事業の展開について町長の考えを求めます。

先月21日に開催の1/4w o r k s 援農会議で議題に上がりましたが、現状として福賀シェアハウスの農閑期（閑散期）の利用がないという問題です。今後、町と地元との間でシェアハウスの利用促進に向けた検討がされると思いますが、ゲストハウス・民泊としての利用や行政区域をまたいで近隣地区との連携協力は考えられないのか、町長の考えを求めます。

以上、4項目、1/4w o r k s 援農プロジェクト事業の今後の展望について町長の考えを求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 白松議員の1/4w o r k s に関するご質問にお答えいたします。

まず、白松議員も申されましたが、この1/4w o r k s プロジェクト構想につきましては、基幹産業が第1次産業である本町では、特に農業においてはいわゆる農繁期に作業が集中することに加えて、人口減少や高齢化等の影響もあり、1つの家族や経営体だけでは農作業を賄うことが難しいといった状況が顕在化する中で、一方では、若者を中心に働き方の価値観が多様化して、1つの仕事に就くのではなくて、複数の仕事の組み合わせで生計を立てる、いわゆる複業「複雑の複です」、や小さく短く働くことを希望する人も増えていきます。

こうした中で、人手不足で悩む農業経営体と、一方で、農作業で賃金を得ながら農業や田舎暮らしを体験してみたいという方をマッチングする援農の

仕組みを構築しつつ、これを通して関係人口の創出や定住対策につなげるというのがこの1/4w o r k s の事業の考え方であります。

この事業においては、本町では平成27年にハローワークの所長をはじめ町内の事業所の長らトップの方に参加していただき、阿武町仕事創出推進協議会というのから始まったわけではありますが、議員のご指摘のとおり、立ち上げ当初は求人知識もスキルも持たない町職員が試行錯誤で行っていたこと等もありまして、参加者は二、三人でありましたが、その後、農家と援農者のマッチング事業を展開している、先ほどもご紹介ありましたがアグリナジカン等の協力を得て、年々援農者も拡大して直近の令和6年度では15人の参加があったことはご紹介されたとおりであります。援農の事業として十分機能していることから、利用農家さんからは大変好評をいただいているところでありまして、今後さらなる農業従事者の減少が想定される中で、私といたしましても、大変重要な事業であると考えています。

なお、これまではある程度形が定着するまではというふうな思いの中で、アグリナジカンへ利用農家が支払うべき紹介手数料の一部を町が負担しているところではありますが、これは本来受益者、つまり利用農家が負担すべきものであると思っております。令和9年度以降を目途に、この経費につきましては利用者が負担していただきたいと考えておりまして、このことは数年前に利用農家さんのほうには伝えているところであります。

また、利用農家が増えれば、当然負担が軽減するわけではありますが、実際には利用農家が固定化している状況でありまして、白松議員もご承知のとおり、各地区での主要な農業経営体の皆さんに案内を出して毎年開催していますアグリナジカンの説明会を今年も2月21日に開催いたしました。奈古、そして宇田郷地区からの参加者はありませんでした。

なお、これは奈古・宇田郷地区には福賀地区のように野菜や果物を大規模に栽培する農業経営体がなく、水稻が主であるために、必要なのは機械のオペレーター等でありまして、経験がなくてもできる農作業が少ないためになかなか一見の援農者では難しいということではないかと考えています。

また、議員ご指摘のように、当該事業の効果や成果が分からないなどPR不足も確かにあるというふうには思いますので、新年度においては活動の実態や利用している農家の声、あるいは援農者の生の声なども取材して広報あぶやケーブルテレビなどでも紹介をしてみたいと思います。

そのほか奈古・宇田郷地区には水産業がありますが、例えば定置網での活用、道の駅での販売員やA B Uキャンプフィールドでの受付やテント張り等の活用などについても、短期的な労働力の需要も掘り起こせば相当あるのではないかなというふうに思いますので、事業者とは協議をしてみたいというふうに思います。

なお、福賀シェアハウスの閑散期の利用方法についてであります。新年度においては東北地方で地域活性化のための各種プロジェクトを展開し、シェアオフィスやゲストハウスなどを立ち上げて情報発信や関係人口の拡大に取り組んでいる事業者の活用を検討しているところであります。今後の援農の利用業務を含めて協議を進めてまいりたいと思っています。

なお、自治体を越えた利用についてであります。全否定するものではありませんが、現時点では特には考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 3番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。

（3番、白松靖之議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 町長答弁のほうを先ほど聞きまして、従来、福賀地区に限らず奈古・宇田郷地区でも第1次産業という分野については家庭内労働力、また、地域内での労働力で営まれてまいりました。ある地域には手間借りという農家同士で農繁期をカバーし合う仕組みがあり、地域内の労働力不足を補完してきた経緯があるわけですが、そのような仕組みが、近年、農家人口の減少とまた人口減少、高齢化の影響もありまして、そういったものも要因しながら、中には栽培作物を変更して労働力不足に対応してこられたりとかですね、また、これまで人間がやっていたことを機械がやるようになったりとか、そういう省力化も進められてきた経緯があるわけですが、この援農プロジェクト事業の本当に意義というのは、私は自分の受益者としてすごく感じておりまして、すばらしい事業であるのではないかなと感じておるわけですが、先ほど出てきました関係人口の創出というのも、今、県も全面的に関係人口を増やしていこうという取組を今後やろうと、村岡知事言われておりますが、この阿武町もこういう1/4w o r k s 援農プロジェクト事業を1つの核としてですね、よそから、都会から農作業をや

ってみたい、農業に関心を示すような、また農業だけじゃなくて漁業や林業、また先ほど質問の中にも入れましたけど、第2次産業、第3次産業の事業者の皆様にも、この事業自体がそっくり第2次産業、第3次産業に当てはまるかというのはちょっと疑問がありますけど、その辺は事業の形態をちょっと変えながらまた進めていく必要があるのではないかなと思いますけど、それについて町長の答弁を求めます。

そして、先ほど松田議員さんの質問の中にもありましたけど、山口県の最低賃金979円と昨年の10月1日から施行されて最低賃金が積み上がってくるといので零細農家、また零細な企業さんにとっては大変な、人手は欲しいけどこうやって最低賃金が上がってくると、ちょっと二の足を踏まれる農家さん、また、業者さんおられると思うんですが、その辺についても柔軟に町としてこの援農事業を運用していただきたい。

またアグリナジカンという事業体に事業委託されているんですが、実質の町として、しっかりとフォローアップというか、農家さんとの企業、事業体の株式会社アグリナジカンと一緒に考えていく、また、ここはこうしたほうがいいんじゃないかというすり合わせとか、この問題について解決してこうという、そういう機会もぜひ設けていただきたいですし、ここで働いたワーカーさんがここで働いて、はい、さようならではなくて、そこにちょっとひもづけていくような、ちょっと待ってよ、阿武町ちょっと見てくださいよ、こんなにいいところですよ、ただ働いて帰るだけじゃもったいないよという、そういう町としてのプレゼンテーションというか呼びかけ、そういうつなぎ止めですか、ある意味つなぎ止めをしていくべきではないかなと考えております。

そして、最後に申しましたが、福賀シェアハウスの利用促進についてですけど、先月2月8日から10日、萩の萩・阿武定住実現交流移住定住促進協議会の企画で、「暮らしづくりをめぐる旅」と題して萩市と阿武町を舞台に2泊3日で開催されました。前日までの積雪で当初10名の予約を取られたようですけど、1名の方が辞退されて9名の参加でありました。主な体験内容は福賀神楽保存会さんによる神楽体験や、農家民宿樵屋での夕食交流会、暮らしの荒物屋さんでの竹細工体験等がありました。夕食後の福賀シェアハウスに宿泊されまして、この福賀の極寒の環境を体験してとても寒かったということとびっくりされておりましたけど、この夕食の交流会でもすごい中身の濃

い話がありまして、また1/4w o r k sがあるんですよと、そういう援農プロジェクト事業でこういうことをやっていますという紹介をすると、9名の中で4名の方が、ぜひそういう機会があればそういう事業に参加してみたいと前向きなお考えもお聞きしまして、すごく明るくなったわけですが、こういう特に阿武町もそうですけど、宿泊施設が大変少ないわけですね、こういう今回の事業に対して福賀シェアハウスを使った、また、お試し住宅、福賀地区でいえば新田と下東郷にあるわけですが、そういう既存の施設をフルに活用できる、また、年間を通じて活用できるような、そういう画期的な事業もそれに援農プロジェクト事業と一緒に進めていく、セットで進めていく必要があると思いますが、それについて町長の考えを求めます。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まず、いろいろ今この1/4w o r k sで先ほど答弁したようにいろんな成果が上がっている中で、まず来られる方のパターンが3つあるというふうなことがあります。1つは、まず今の1/4w o r k sの農業の関係で一つは農業を体験してみたい。そういう第1次産業の現場を体験してみたいという方、もう一つは、それもあるけど田舎暮らしを体験したい、目的が片方は仕事を体験してみたい、片方は田舎暮らしを体験したい。その田舎暮らしを体験する一つの糧としてお金をもらって、生活費をその援農で稼いで田舎暮らしを体験したい。最初言ったほうは田舎暮らしを体験もあるんですけど、農業でもうけたい、もうけるといいうほどもうからないでしょうけど、賃金を得たいと田舎暮らしを体験したい、両方もやりたい、農業も体験しながら田舎暮らしも体験したいとこの3つのパターンがあるというふうにしておりまして、今、アグリナジカンさんにつきましては、そういった方々が登録をされていらっしゃるしまして、その方の中から阿武町に送り込んでいただいているという、そういう感じですよ。それもいろいろやってみたんですけども、なかなか奈古・宇田でも声かけはしておりますけども、なかなか適当な仕事を、こちらが言わないからいけないのかもしれませんが、皆様方からこういうのもやってもらったらいいなというようなことがなかなか出てこないということで、手を挙げる方が少ないということですが、今、アグリナジカンというのは名前のおりアグリですから、教義的には農業ということになるでしょうけど、そういうところを目指す人たちが集まってくるのを阿武町に紹介していくというふうなこんな感じですけども、

もう少し、一番最後頃に申し上げましたように、東北地方でいろんなことをやっていらっしゃる、ゲストハウスとかもやっていらっしゃる方につきましては、今そういったこと、あの施設をせっかく、今、夏場は、主に農繁期についてはそういった使い方をするけども、その施設はいっぱいになりますからそういう使い方しかできないんですけど、それ以外の農閑期とか、そういうときには空いていますよね実際問題、それはもったいないというふうなことで、東北地方でゲストハウスとか、そういったことをやっていらっしゃるまた別の組織がありますので、そういった組織に来ていただいて、そこで言ったら喜んでいただくような感じです。全て経営者ということではないんですけども、いろんなそういった人を連れてくる仕組みをそこでつくっていただく、福賀のゲストハウス、あそこで、そういったふうなことを新年度においては取り組むというふうなことで、今の援農の仕組みプラスゲストハウス、ゲストハウスというのはもう完全にそこで農業をすとかそういう話じゃなしに、そこでの体験、田舎暮らしを体験するということでもありますから、そういったふうなことでいずれにしたってこの援農の1/4w o r k sプロジェクト、プラス今のゲストハウスの的なものの今度は本格的にやっていくわけがありますから、それと併せた中で将来的な交流人口から定住人口という言葉がありますけども、定住人口につなげていくと、実績が何ほか町内にもありますから、それをもっと広げていって定住人口につなげていくというふうなことで、先ほどご紹介がありましたが、萩と阿武町でやっております定住自立圏というふうな共存共栄していきましようというふうな組織がありますから、そうした中で地域に根差した定住の在り方、萩市のそういった何か現場体験もする、阿武町も現場体験もするというふうなことを組み合わせた中で、この地域に都市部から最終的には移住をしていただくような仕組みをつくっていくというふうなことを今、特に新年度においては新しい展開として農閑期のそういったゲストハウスのな営業もやっていくというふうなことを予算化しておりますから、それについてはしっかり取り組んでいきたいなというふうに思います。

そういうふうなことでですね、この取組ももう随分なりますけれども、だんだんと定着してきてそういう新しい取組もやりますが、これも先ほど言いましたけれども、もう一個やらなきゃいけないのは、今、農というところに特化して声かけはしているんですけど、現実問題特化しているというふうな

ことで、多分、例えば漁業の方とあるいは漁業経営体という、例えば組織、法人のようなものであっても、そういう使い方というのは発想されないんだろうと思うんです。ある意味こっち側から提案してあげることが必要なのかな、こういう使い方もできるんじゃないでしょうかというふうな話ですよ。今のは第1次産業の話もありますし、第2次、2次というのはあまり少ないんですけど、第3次産業あたりについてもサービス業、あるいは先ほどちょっと紹介しました道の駅あたりで、特に夏場はお客さんが多いキャンプ場あたりについても、例えばここの田舎でキャンプ場の経営に参画しながら体験してみませんか、すみかはここにいますというふうなこともあります。

そして、もう少し言うならば、実際に1/4w o r k s で来られた方、以前は施設があのように整備されていなかったもので、例えば奈古から上がって福賀のほうへ行っている、毎日通勤している方もいらっしゃるわけですから、そういうふうな方は例えば奈古の空き家を活用して、あるいは宇田の空き家を活用して、例えば大敷の手伝いに行くとか、キャンプ場の手伝いに行くとか、そういうふうないろんな展開がまだまだ考えられるんじゃないかなというふうなことを思いますから、今、令和7年度でまた新しい展開に取り組むようにしていますから、また私もそれについてはどういうふうに転げていくのかなというのは非常に楽しみにしているというふうな状況であります。

以上です。

○議長（末若憲二） 3番、再々質問ありますか。3番、白松靖之君。

3番、白松靖之議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 先月の検討協議会でもありましたが、今後、この1/4w o r k s 援農プロジェクト事業に対しましては、福賀地区に地域おこし協力隊さんが移り住まれまして、4月からこういう援農コーディネーター的な仕事と観光振興業務を兼務しながら、それを担当してこの地域の今後の事業の充実、推進が図られるということで説明を受けておりますが、ぜひこの辺についてもしっかりと地域とともにこういう事業を温めていってほしいなと考えます。

最後になりましたけど、ちょっと質問になるか分かりませんが、1/4w o r k s 援農プロジェクト事業はこれからも阿武町の第1次産業の持続性と

関係人口の創出、阿武町への移住定住へ向けたような大きな流れとして求められるものは大きいと思います。大きく貢献していく事業となると私もここから期待しておりまして、今回の質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 特に1/4w o r k s も随分とやり始めて年が経つわけがありますけども、本当に、特に福賀地区ではもうなくてはならない仕組みと云うんでしょうか、なっておりますし、リピーターの方も増えているということは、やっぱりそれだけの価値があるという、来られる方についても価値があるというふうなことだろうと思いますから、しっかりこれも続けていきたいし、拡充もしていきたいし、さっきの話の東北地方のゲストハウスのような方、そういった方についてもですね阿武町に招き入れながらご協力を得て、しっかり1/4w o r k s がもっともっと広がって、拡充していったらいいように町としても努力をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（末若憲二） これをもって3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼。
お疲れさまでした。

散会 11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

末 若 憲 二

阿武町議会議員

池 田 倫 拓

阿武町議会議員 市 原 旭